

名古屋市の中小企業者のみなさま

無料

カスタマーハラスメント

# 相談窓口

令和8年10月

従業員へのカスハラ対策  
雇用主に義務づけ

NO!カスハラ

- 過剰な要求
- 長時間の拘束
- 暴言や大声
- 誹謗中傷 (SNS含む)



カスハラについてまずは**ご相談**を!

## カスハラ対策 セミナー

カスハラ対策に役立つ  
セミナーを実施します

## 窓口相談・ 訪問相談

カスハラのお悩みについて  
各種相談に応じます

## 補助金の支援

一定要件のもと、  
カスハラ対策について支援します

お問い合わせ

公益財団法人名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター  
(名古屋市千種区吹上2丁目6番3号名古屋市中企業振興会館5階)  
TEL:052-735-0808 E-mail:customer@nipc.or.jp



# カスタマーハラスメント(カスハラ)とは?

- 職場において行われる顧客等の言動であること
- 言動が労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えていること
- 当該労働者の就業環境が害されること



下村 静穂 (中小企業カスタマーハラスメント対策支援マネージャー(社会保険労務士))

カスハラ防止対策を通じて従業員の人権を守り、安心して働ける職場環境を築くことは、人材の定着だけでなく、事業の持続的な発展につながります。はじめでの取組から丁寧にご相談に応じますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

## 相談事例

- 社内のルールづくり
- 従業員への カスハラ研修や教育内容
- 管理用カメラ設置によるカスハラの抑止、従業員の安全確保
- 通話録音装置の導入による証拠記録や対応策検討 など

相談受付

窓口: 平日9時~17時(オンライン可)  
訪問: 平日10時~17時

【注意事項】以下の内容は、ご相談いただけませんので、あらかじめご了承ください。

- ・カスハラに該当するの否かの個別事案への法的判断
- ・事業者と顧客間のトラブル解決のための交渉

**対 象** 名古屋市内に事業所を有する中小企業者のみなさま

**申 込** 《予約制》申込フォームまたはURよりお申込みください。  
<https://ws.formzu.net/dist/S118227610/>

申込  
フォームは  
コチラ



## 関連法令

国

改正労働施策総合推進法(令和8年10月1日施行)

愛知県

カスタマーハラスメント防止条例(令和7年10月1日施行)



## 事業者の責務(令和8年10月1日から)

- 事業主の方針等の明確化及び周知・啓発
- 相談体制の整備
- 事後の迅速かつ適切な対応
- 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
- そのほか併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止)